

由布市事業者支援一時金

新型コロナウイルス感染症の影響により一定以上の売上減少があり、国の「月次支援金」又は県の「大分県中小企業・小規模事業者事業継続支援金（以下大分県事業継続支援金）」の給付を受けた市内の事業者の皆様へ、支援一時金を給付します。

月次支援金 概要

緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う影響を受け、2021年の4月～9月の月間売上が対前年又は前々年同月比で**5.0%以上**減少している事業者に国から支援金を給付

●給付額 法人：上限20万円/月
個人：上限10万円/月

大分県事業継続支援金 概要

大分県が要請した時短営業や外出自粛等の影響により2021年の5・6月（第1期）、8・9月（第2期）いずれかの売上が対前年又は前々年同月比で**3.0%以上**減少している事業者に県から支援金を給付

※大分県時短要請協力金とは別の制度になります。

●給付額 法人：上限30万円/期
個人：上限15万円/期

給付要件	以下のすべてを満たす事業者 ・由布市内に事業所を有する法人又は個人事業主 ・月次支援金又は大分県事業継続支援金を受給していること。 ・今後も市内で事業継続及び雇用の維持を行う意思があること。 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の取組を行っていること。 ・暴力団関係事業者に該当しないこと。	
市給付額	1事業者あたり 法人：最大20万円、個人：最大10万円	
区分	月次支援金対象者	大分県事業継続支援金対象者
算定方法	月次支援金の一ヶ月分（4～9月のうち任意の一ヶ月）の額以下 ※月毎ではなく1回限りとなります。	大分県事業継続支援金の一期分の額以下 ※第1期・第2期どちらも交付を受けている方も1回限りとなります。
必要書類	①【共通必要書類】申請書兼請求書(様式第1号) ②【共通必要書類】振込口座の通帳の写し ③【月次支援金受給者のみ】「月次支援金の振込みのお知らせ」の写し ※その他必要な場合、追加書類の提出を求めることがあります。	
申請期間 提出先	令和3年10月4日（月）～令和4年1月31日（月）※郵送必着 〒879-5498 由布市庄内町柿原 302 番地 由布市役所商工観光課（新館2階） ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則として郵送申請にご協力ください。	



※申請書は市公式ホームページからダウンロードできます。または、市役所各庁舎でもお渡します。

トップページ > 事業者の皆さんへ > 商工労働 > 新型コロナウイルス感染症に関する情報

URL : <http://www.city.yufu.oita.jp/newly/jigyousyaichijishienkin/>

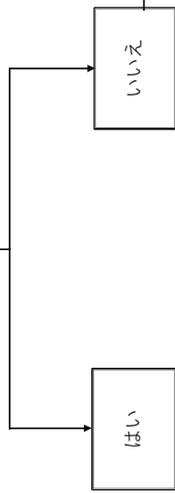
※申請受付から2～3週間程度での支払を予定していますが、受付開始当初は申請が集中するため時間がかかる場合があります。また、要件が確認でき次第の支払となります。



<お問い合わせ> 由布市商工観光課 ☎097-582-1304



由布市事業者支援一時金申請の流れ
 月次支援金（国） or 大分県事業継続支援金（県）
 の給付決定を受けていますか



※下記の給付要件をすべて満たす必要があります。
 ・由布市内に事業所を有する法人又は個人事業主
 ・月次支援金又は大分県事業継続支援金を受給していること。
 ・今後も市内で事業継続及び雇用の維持を行う意旨があること。
 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の取組を行っていること。
 ・県内関係事業者に該当しないこと。

まずは月次支援金（国）もしくは大分県事業継続支援金（県）の給付決定を受ける必要があります。
 売り上げが30%以上減少しており、未申請の方は国又は県の支援金をご検討下さい。

●月次支援金（国）の問い合わせ先
 月次支援金コールセンター（Tel：0120-211-240）
 由布市商工会（Tel：097-582-0094）
 由布市商工会湯布院支所（Tel：0977-84-2445）
 由布市商工会挾間支所（Tel：097-583-0235）

●大分県事業継続支援金（県）の問い合わせ先
 事業継続支援金相談窓口（Tel：050-6868-9277）

※同じ月に
 月次支援金（国）と
 大分県事業継続支援金（県）の
 併用はできません。

●月次支援金（国）を利用された方

必要書類：①申請書兼請求書（様式第1号）
 ②振込口座の通帳の写し
 ③「月次支援金の振り込みのお知らせ」の写し
 ※紛失された場合は、振込入金がわかる箇所及び各義人等が確認できる箇所の通帳の写しをご提出ください。

※必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。

市給付額：法人最大20万円、個人最大10万円

算定方法：月次支援金の一ヶ月分（4～9月のうち任意の一ヶ月）の額以下
 ※月毎ではなく、1回限りの給付となります。

●大分県事業継続支援金（県）を利用された方

必要書類：①申請書兼請求書（様式第1号）
 ②振込口座の通帳の写し

※必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。

市給付額：法人最大20万円、個人最大10万円

算定方法：大分県事業継続支援金の一期分の額以下
 ※第1期・第2期どちらも交付を受けた方でも1回限りの給付となります。